

令和6年度名古屋市介護サービス情報公表計画

1 目 的

令和6年度名古屋市介護サービス情報公表計画（以下「計画」という。）は、介護保険利用者が介護サービス事業者の選択に資することを目的として、介護保険法施行令第37条の2の3第1項及び同条の5第1項に基づき、名古屋市内における介護サービス事業者に係る介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務手続等を定めることとする。

2 実施主体

(1) 名古屋市

名古屋市（以下「市」という。）は、介護サービス事業者から提出される介護サービス情報に係る報告及び指定調査機関が行う調査の結果を受理し、これを公正かつ的確に公表する事務を行う。

(2) 指定調査機関

指定調査機関は、別紙1のとおりとし、計画に定められた介護サービス事業者に対し、中立・公正な調査を実施し、その結果を市に報告する事務を行う。

ただし、介護サービス事業者に調査を行う指定調査機関については、別途、市と委託契約を締結した指定調査機関とする。

3 実施方法

(1) 計画の基準日

令和6年1月1日

(2) 計画期間

介護サービス情報に係る報告、調査及び公表は、令和6年8月1日から令和7年3月31日までの間に行うものとする。

(3) 介護サービス情報に係る報告

介護サービス事業者は、この計画に基づき介護サービス情報を市に報告するものとする。

ア 報告対象事業者

(ア) 計画の基準日において、介護保険法第115条の35第1項に基づく厚生労働省令で定めるサービス（別紙2）を提供する事業者のうち、計画の基準日前1年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額（愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から令和5年1月から令和5年12月に支払いのあった金額）が100万円を超える事業者（以下「公表対象事業者」という。）。
ただし、計画の基準日前1年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業者であっても、介護サービス情報の公表を希望する場合は、計画の対象とすることができる。

(イ) 計画の基準日以降、新たに介護保険法第115条の35第1項に基づく厚生労働省令で定めるサービスの提供を開始しようとする事業者（ただし、計画の基準日から令和6年3月までにサービスの提供を開始しようとする事業者のうち、令和5年度に介護サービス情報に係る報告を完了している事業者を除く。）（以下「新規公表対象事業者」という。）

イ 報告内容

(ア) 公表対象事業者については、基本情報及び運営情報のそれぞれに定められた項目について報告する。

(イ) 新規公表対象事業者については、基本情報のみについて報告する。

- (ウ) 対象事業者が報告する介護サービス情報の記載内容は、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日付老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）別添3「介護サービス情報の記載要領」に基づくこととする。
- (エ) 介護保険法施行規則第140条の62の2に基づき本市が定めた独自項目については、可能な限り報告することとする。

ウ 報告の提出先及び提出期限

- (ア) 公表対象事業者及び新規公表対象事業者（以下「公表対象事業者等」という。）は、原則として、介護サービス情報公表システム・報告サブシステムにより作成したデータを市に電送するものとする。

なお、公表対象事業者等の実情に応じて、介護保険法施行規則第140条の45に定める事項を記録した磁気ディスク、同事項を記載した書類の提出でも可とする。

- (イ) 公表対象事業者に係る報告の提出期限は、令和6年11月22日までとする。
- (ロ) 新規公表対象事業者に係る報告の提出期限は、指定を受けた月の15日までとする。

ただし、令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に新たに介護サービスの事業を開始しようとする新規公表対象事業者に係る報告の提出期限については、令和6年11月22日までとする。

(4) 介護サービス情報に係る調査

ア 調査対象となる事業所

市は、公表対象事業者のうち次のものについて、指定調査機関に介護サービス情報に係る調査委託を行う。市から委託を受けた指定調査機関は、この計画に基づき介護サービス情報に係る調査を行い、その結果を市に報告するものとする。なお、調査を行う指定調査機関の名称は、別に定める。

- (ア) 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、新たに介護サービスの事業を開始した事業者で、令和5年1月から令和5年12月に国保連合会から支払われた介護報酬の額が100万円を超える事業者

- (イ) 令和4年12月までに指定を受けた事業者で、調査を希望する事業者（名古屋市介護保険条例に定める手数料を徴収）

報告された介護サービス情報の内容に虚偽が疑われ、市が、調査が必要と認めるとき及び介護サービス情報の報告について、市の指示・指導に従わないときについては、市もしくは指定調査機関が調査を行うものとする。

イ 調査項目

介護保険法施行規則別表第2の運営情報とする。

ウ 調査期間

調査を行う月は、令和6年9月から令和7年3月までの間とする。

エ 一体的な調査の対象となる事業

一体的な調査の対象となる事業については、別紙2に掲げる事業を対象とし、複数の調査を1件として、同一の事業所又は施設において、複数の介護サービスに関し同時に一体的な調査を行うものとする。

(5) 介護サービス情報の公表

市は、この計画に基づき介護サービス情報の公表を行うものとする。

ア 公表を行う時期

公表対象事業者等に係る介護サービス情報の公表は、報告の翌月末までに行うものとする。

イ 公表の方法

市が行う情報の公表方法は、次のとおりとする。

(ア) インターネットによる公表

市は、公表対象事業者等の介護サービス情報を原則として「介護サービス情報公表システム」(アドレス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>) により公表する。

また、市は、インターネットによる公表情報が適切に要介護高齢者等である利用者に提供されるよう、利用者の家族、地域、市町村、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者等に対し、本制度の活用についての普及啓発に努めるものとする。

(イ) その他の公表方法

市は、公表情報資料を整備し、利用者等の要請に応じ閲覧に供する。

4 介護サービス情報の更新

- (1) 公表対象事業者等は、公表された情報の内容に変更があった場合は、変更事項を記載した書類又は介護サービス情報公表システム・報告サブシステムにより作成したデータを市に提出又は電送するものとする。
- (2) 市は、公表対象事業者等からの変更報告に基づき、翌月末までに公表情報の更新を行う。

5 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

介護保険法第115条の3第4項に基づく報告、報告内容の是正又は調査を命じられた公表対象事業者等に係る介護サービス情報は、この計画にかかわらず、別途検討の上、調査又は公表を行う。

6 公表対象事業者のうち調査を希望する事業者

(1) 介護サービス情報に係る調査の申込

公表対象事業者のうち介護保険法第115条の3第3項に基づく調査を希望する事業者は、「介護サービス情報公表制度 訪問調査希望申込書」(様式1)を令和6年6月28日までに市に提出しなければならない。

(2) 介護サービス情報の調査手数料

公表対象事業者のうち調査を希望する事業者は、名古屋市介護保険条例の定めるところにより、調査されるサービスごとに別紙3に掲げる手数料を負担するものとする。

(3) 受審済証の発行

調査を希望し受審した事業者に対しては、受審済証(様式2)を発行するものとする。

7 その他

(1) 拒否事業者への対応

報告を拒否する事業者に対しては、市は必要な督促を行う。

(2) 公表事業者による説明

公表対象事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、責任を有し、利用者等からその内容について説明を求められたときは、適切に対応するものとする。

指 定 調 査 機 関 の 名 称	所 在 地
特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント	愛知県東海市東海町二丁目 6 番地の 5 かえでビル 2 階
特定非営利活動法人 なごみ（和）の会	愛知県名古屋市千種区小松町五丁目 2 番 5
特定非営利活動法人 HEART TO HEART	愛知県東海市養父町北堀畑 5 8 - 1
一般社団法人 福祉サービス評価センター	愛知県名古屋市中川区四女子町一丁目 5 9 番地の 1 の 9 0 2

介護保険法第115条の35第1項に基づく厚生労働省令で定めるサービスの種類

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護保険法施行規則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護保険法施行規則第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

一体的な調査の対象となる事業一覧

- 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護
- 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
- 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護老人保健施設、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
- 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- 居宅介護支援
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

【介護サービス情報の調査手数料の一覧】

区 分	手 数 料 の 額	
訪問介護又は夜間対応型訪問介護	1 件につき	23, 100 円
訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1 件につき	23, 100 円
訪問看護、介護予防訪問看護又はこれらと一体的に行われる療養通所介護	1 件につき	23, 100 円
訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1 件につき	23, 100 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 件につき	23, 100 円
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護	1 件につき	23, 700 円
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる療養通所介護	1 件につき	23, 700 円
短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1 件につき	24, 200 円
短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）	1 件につき	24, 200 円
短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）、介護医療院サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）	1 件につき	24, 200 円
短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）	1 件につき	24, 200 円
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）	1 件につき	23, 700 円
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）	1 件につき	23, 700 円
認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1 件につき	23, 700 円
小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1 件につき	23, 700 円
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1 件につき	23, 700 円
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1 件につき	22, 500 円
居宅介護支援	1 件につき	22, 500 円

（備考）介護サービス情報調査手数料について、同一の事業所又は施設において、各区分の欄に掲げる複数の介護サービスに関し一体的な調査が同時に行われる場合にあっては、この複数の調査を 1 件とする。

（注）令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日までの間に、新たに介護サービスの事業を開始した事業者については、調査希望の有無にかかわらず、調査を行うため、調査手数料は不要。

(様式1)

介護サービス情報公表制度 訪問調査希望申込書

令和 年 月 日

名古屋市長 様

住所
申請者 (所在地)
氏名
(代表者名)

介護保険法第115条の35第3項に規定する調査を受審するため、下記のとおり申し出ます。

1 法人名等			
名称		住所	〒
2 調査受審希望事業所名等			
事業所名 (事業所番号)	サービス種別 (注)	住所	調査手数料
()		〒	
()		〒	
(注) 介護福祉施設サービスと一体的に行う短期入所生活介護など、一体的な調査の対象となるサービスについてもあわせて調査を希望する場合は、当該サービス種別についても記入してください。(記入がない場合は調査対象外となります。)			
3 納入通知書の送付先等			
送付先	① 法人 ② 事業所 <どちらかに○を付けてください>		
連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX 番号 :		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

○提出先アドレス

E-Mail : a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 (情報公表担当) あて

○申込期限

令和6年6月28日 (金)

受 審 済 証

第 号

(法人名)
(代表者名) 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和 年度介護サービス情報の公表制度において、外部調査員による訪問調査を受審したことを証します。

事業所（施設）	名 称
	所在地
法人所在地	
法人の名称及び 代表者の氏名	
事業等の種類	
介護保険事業所番号	